

第 23 期
大分海区漁業調整委員会
第 8 回委員会

議 事 録

開催日時 令和 8 年 3 月 13 日(金) 15 時

開催場所 大分市府内町 3 丁目 5 番 7 号
大分県水産会館 5 階 研修室

第23期大分海区漁業調整委員会第8回委員会議事録

1. 開催日時 令和8年3月13日(金) 15時00分
2. 開催場所 大分県水産会館5階 研修室
3. 出席委員 須 川 直 樹
高 瀬 亮 子
渡 邊 英 敏
阿 部 義 広
渡 邊 満 晴
畠 中 順 子
濱 田 貴 史
岡 崎 都
桑 原 保 徳
鳴 海 美 代
本 庄 新
阿 部 貴 史 (会長、議長)
近 乗 美 信

欠席委員 笛 吹 理 絵
小 野 裕 佳

事務局 平川事務局長、三ヶ尻事務局次長、野田主査、甲斐主任

漁業管理課 利光主事

水産振興課 堤課長補佐、中島主任
4. 議事録署名委員 高瀬亮子、岡崎都
5. 協議事項及び審議の結果
第1号議案 別府湾南部海域における漁法の制限について
審議の結果 原案のとおり委員会指示を発出することに決した
第2号議案 別府湾南部海域におけるあみ等のまきえを使用して行う船釣り等の禁止について
審議の結果 原案のとおり委員会指示を発出することに決した
第3号議案 大分県海域におけるあみ等のまきえの使用禁止について
審議の結果 原案のとおり委員会指示を発出することに決した

第4号議案	津久見市無垢島周辺海域における漁法の制限について
審議の結果	原案のとおり委員会指示を発出することに決した
第5号議案	伊予灘及び豊後水道北部におけるまこがれいの採捕の禁止について
審議の結果	原案のとおり委員会指示を発出することに決した
第6号議案	豊後水道北部におけるいさきの採捕の禁止について
審議の結果	原案のとおり委員会指示を発出することに決した
第7号議案	大分県資源管理方針の変更について
審議の結果	異議のない旨答申することに決した
第8号議案	知事管理漁獲可能量の設定について
審議の結果	異議のない旨答申することに決した

6. 審議概要

事務局長

ただいまより、第23期第8回大分海区漁業調整委員会を開会いたします。本日の進行を務めさせていただきます事務局長の平川です。よろしくお願いいたします。

はじめに本日の出席委員数をご報告いたします。定員15名中13名の委員さんが出席しておられますので、漁業法第145条の規定により、本委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

ここで、本来であれば大塚農林水産部審議監からごあいさつをいただくところですが、本日は別の公務のため出席できないということですので、挨拶については省略させていただきますたく存じます。

これより議事に入りたいと思いますが、事前に資料の確認をいたします。本日もタブレットを用意できなかつたため議案書については、紙で用意しております。

資料の1ページをお開きください。本日の次第です。議案は第1号議案から2ページの第8号議案までの8件となっています。

それでは、議事に入ります。大分海区漁業調整委員会規程第5条により、会長が議長を務めることとなっておりますので、阿部貴史会長に以後の議事進行をお願いします。

議長

議事に入ります前に、議事録署名委員を決めたいと思います。高瀬委員と岡崎委員をお願いします。

それでは議事に移ります。

第1号議案の「別府湾南部海域における漁法の制限について」と第2号議案の「別府湾南部海域におけるあみ等のまきえを使用

して行う船釣り等の禁止について」は関連がありますので、一括して審議することとします。事務局から提案理由を説明してください。

事務局長

それでは、第1号議案と第2号議案を一括して、ご説明いたします。

議案書の3ページをご覧ください。

第1号議案は、別府湾南部海域における漁業と遊漁の円滑な漁場利用関係を確保するため、委員会指示により当該海域での投錨、アンカーを打って行う船釣りを禁止するものです。

次の4ページをご覧ください。

第2号議案ですが、第1号議案と同様の目的で、委員会指示によりあみ等のまきえを使用する船釣り等を禁止するものです。

この2つの委員会指示の禁止期間及び有効期間が本年5月31日で終了するため、新たに6月1日から翌年5月31日までを期間とする委員会指示を発出するとともに、第2号議案では承認事務取扱要領を改めます。

なお、この2つの議案は2月20日に書面で開催された別府湾南部海域漁場利用調整連絡協議会及び3月2日開催の大分県海面利用協議会での協議を経て、会長宛てに委員会指示の発出が要請されています。

次の5ページをご覧ください。大分県海面利用協議会長からの委員会指示発出の依頼書です。

中段「記」以下の1から6までの番号が、それぞれ第1号議案から第6号議案までとなります。

次の6ページをご覧ください。

第1号議案の投錨をして行う船釣りの禁止区域は図中の斜線の海域となります。

次の7ページをご覧ください。委員会指示案をお示ししていますが、禁止期間を1年間更新する以外は現行の委員会指示と同じ内容となっています。

次の8ページをご覧ください。

第2号議案の「完全まきえ船釣り等禁止区域」は、濃く塗りつぶしている海域となります。

その「完全まきえ船釣り等禁止区域」の海域を除いたチェック模

様で表示している海域に限って、委員会が承認した船舶に限り、まきえ船釣りを認めています。

次の9ページと10ページに委員会指示案を載せています。

有効期間を1年間更新する以外は現行の委員会指示と同じ内容となっています。

次の11ページから15ページは、このまきえ船釣り等承認事務取扱要領案となっております。11ページの第1、第2、第5の(削除)と記載された部分をご覧ください。これまで、この箇所には「2部」という記載がございましたが、電子による申請も受け付けていること、紙による申請でも電子に読み込むため1部で足りることから、当該記述を削除しています。それ以外については、記載期間等を変更した他は、例年と同じ内容です。

次に16ページから20ページが来年度の漁場利用協定書案です。2月20日に書面で開催されました別府湾南部海域漁場利用調整連絡協議会で今年度と同じ内容で引き続き締結される旨決定していますので、新年度になりましたら調印される予定です。

次に、21ページをご覧ください。別府湾南部海域におけるまきえ船釣り等の承認状況ですが、昨年5月の委員会で報告して、その後20件が追加され、累計で311件となっています。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局から説明がありましたが、第1号議案と第2号議案につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

議 長 他にご意見もないようですので、最初に第1号議案についてお諮りします。第1号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することにご異議はありませんか。

委員一同 異議なし

議 長 異議がないようですので、第1号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することとします。

続いて第2号議案についてお諮りします。第2号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することにご異議はありませんか。

委員一同

異議なし

議 長

異議がないようですので、第2号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することとします。

次に、第3号議案の「大分県海域におけるあみ等のまきえの使用禁止について」を審議します。

事務局から提案理由を説明してください。

事務局長

それでは、議案書の24ページをご覧ください。

第3号議案は、委員会指示により、5つの海域においてあみ等のまきえの使用を禁止するものです。

この委員会指示の禁止期間が本年3月31日で終了するため、新たに4月1日から翌年3月31日までを期間とする委員会指示を発出するものです。

なお、本議案については、2月9日開催の豊後水道北部海面利用地区協議会、2月10日開催の豊後水道南部海面利用地区協議会及び3月2日開催の大分県海面利用協議会での協議を経て、会長宛てに委員会指示の発出が要請されています。

具体的な指示内容を地区別にご説明します。

次の25ページは、(1)佐賀関半島地区です。格子模様を付けた高島及び牛島の全域は、いそ釣りのおきあみを含むあみのまきえの使用を禁止するものです。

また、波線模様を付けた海域では、船釣りのおきあみを含むあみのまきえの使用を禁止するものです。

次の26ページが、(2)津久見市四浦地区と(3)保戸島地区です。津久見市四浦半島の南側格子模様を付けた海域では、いそ釣りのおきあみを含むあみのまきえの使用を禁止するものです。

また、津久見市保戸島から高甲岩灯台たかごいわまでの格子模様を付けた海域では、いそ釣りのすべてのまきえの使用を禁止するものです。

さらに、波線で示しています海域では、船釣りのおきあみを含むあみのまきえの使用を禁止するものです。

次の27ページをご覧ください。(4) 津久見市無垢島と保戸島との間の海域ですが、通称スカ漁場とされています。

このスカ漁場では、船釣りのおきあみを含むあみのまきえの使用を禁止するものです。

次の28ページをご覧ください。(5) 佐伯市鶴見地区です。

図中左にありますじょろうさき女郎埼からじぞうざき地蔵埼の間と、大ばえから鶴見と米水津の境界の間までの格子模様を付けた半島の沿岸ではいそ釣り、波線の海域では船釣りのおきあみを含むあみのまきえの使用を禁止するものです。

次の29ページをご覧ください。これらの委員会指示案を載せていますが、禁止期間を1年間更新する以外は現行の委員会指示と同じ内容となっています。

以上で説明を終わります。

議長 事務局から説明がありましたが、第3号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。

議長 他にご意見もないようですので、第3号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することにご異議はありませんか。

委員一同 異議なし

議長 異議がないようですので、第3号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することとします。

次に、第4号議案の「津久見市無垢島周辺海域における漁法の制限について」を審議します。

事務局から提案理由を説明してください。

事務局長 それでは、議案書の32ページをご覧ください。

第4号議案は、津久見市無垢島周辺海域における漁業と遊漁の円滑な漁場利用関係を確保するため、委員会指示により、投錨して行う船釣り及びまきえを使用して行う船釣りを禁止するものです。

この委員会指示の禁止期間が本年3月31日で終了するため、

新たに4月1日から翌年3月31日までを期間とする委員会指示を発出するものです。

なお、本議案については、2月9日開催の豊後水道北部海面利用地区協議会及び3月2日開催の大分県海面利用協議会での協議を経て、会長宛てに委員会指示の発出が要請されています。

次の33ページをご覧ください。委員会指示の対象海域は、無垢島の北側及び東側の模様を付けている海域で、委員会指示によりイカ釣りを除く投錨して行う船釣りと、おきあみを含むあみのまきえを使用する船釣りを禁止するものです。

次の34ページをご覧ください。委員会指示案をのせていますが、禁止期間を1年間更新する以外は現行の委員会指示と同じ内容となっています。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局から説明がありましたが、第4号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。

議 長 他にご意見もないようですので、第4号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することにご異議はありませんか。

委員一同 異議なし

議 長 異議がないようですので、第4号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することとします。

次に、第5号議案の「伊予灘及び豊後水道北部におけるまこがれの採捕の禁止について」を審議します。

事務局から提案理由を説明してください。

事務局長 それでは、議案書の35ページをご覧ください。

第5号議案は、委員会指示により伊予灘及び豊後水道北部の大分県海域において、全長15センチメートル以下のまこがれの採捕を禁止するものです。

この委員会指示の禁止期間が本年3月31日で終了するため、新たに4月1日から翌年3月31日までを期間とする委員会指示を発出するものです。

なお、本議案については、2月16日開催の豊後灘海面利用地区協議会、2月9日開催の豊後水道北部海面利用地区協議会、2月20日開催の別府湾南部海域漁場利用調整連絡協議会及び3月2日開催の大分県海面利用協議会を経て、会長宛てに委員会指示の発出が要請されています。

次の36ページの斜線部分が対象海域となります。

次の37ページをご覧ください。委員会指示の案をのせていますが、禁止期間を1年間更新する以外は現行の委員会指示と同じ内容となっています。

次の38ページをご覧ください。まこがれいの漁獲量のグラフと放流量を掲載しています。まこがれいの漁獲量については、公表されたデータとしては、平成18年までしかありませんので、それ以降については、マコガレイの水揚量が把握できる県漁協2支店の漁獲量を示しています。これらのグラフから平成7年以降、漁獲量は減少傾向となっています。

以上で説明を終わります。

議長 事務局から説明がありましたが、第5号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。

議長 他にご意見もないようですので、第5号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することにご異議はありませんか。

委員一同 異議なし

議長 異議がないようですので、第5号議案については原案のとおり委員会指示を発出することといたします。

次に、第6号議案の「豊後水道北部におけるいさきの採捕の禁止について」を審議します。

事務局から提案理由を説明してください。

事務局長 それでは、議案書の39ページをご覧ください。

第6号議案は、委員会指示により豊後水道北部の大分県海域において、釣りによる全長20センチメートル以下のいさきの採捕を禁止するものです。

この委員会指示の禁止期間が本年3月31日で終了するため、新たに4月1日から翌年3月31日までを期間とする委員会指示を発出するものです。

なお、本議案については2月9日開催の豊後水道北部海面利用地区協議会及び3月2日開催の大分県海面利用協議会を経て、会長宛てに委員会指示の発出が要請されています。

次の40ページをご覧ください。斜線で示す大分県海域が対象海域です。

次の41ページに委員会指示案を載せていますが、禁止期間を1年間更新する以外は現行の委員会指示と同じ内容となっています。

次の42ページにいさきの漁獲量の推移と放流量を掲載しています。県合計、豊後水道北部である大分北部海区ともに減少傾向ですが、令和6年度については、漁獲量が若干回復しています。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局から説明がありましたが、第6号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。

議 長 他にご意見もないようですので、第6号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することにご異議はありませんか。

委員一同 異議なし

議 長 ご異議がないようですので、第6号議案については原案のとおり委員会指示を発出することとします。

次に第7号議案の「大分県資源管理方針の変更について」を審議します。

事務局から提案理由を説明してください。

事務局長 議案書の43ページをご覧ください。

第7号議案の「大分県資源管理方針の変更について」ご説明します。

大分県資源管理方針は、漁業法第14条第1項の規定に基づき、国が策定する資源管理基本方針に即して、各都道府県で定め

ることになっております。

今回、30キロ以上のくろまぐろ（大型魚）が特別管理特定水産資源に指定されたことから、大分県資源管理方針へ反映させることについて、県知事から本委員会に意見を求められているものです。44ページに、県知事から本委員会あての諮問文の写しをつけております。

詳しい内容につきましては、担当する水産振興課からご説明申し上げます。

中島主任

水産振興課の中島です。「大分県資源管理方針の変更について」説明いたします。

45ページをご覧ください。まず、特別管理特定水産資源について説明いたします。漁獲量等の報告義務に違反したくろまぐろ（大型魚）が流通する事案が国内で発生しました。くろまぐろは国際的な枠組みの中で資源管理を実施しており、国は再発防止や管理強化を図るために、特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があるものを「特別管理特定管理資源」として定めることとし、30キロ以上のくろまぐろ（大型魚）が指定されました。厳格な管理の内容として、報告内容に個体数や船舶等の名称等が追加され、報告期限が陸揚げした日から3日以内に短縮されます。また、令和8年4月1日に施行される漁業法では第26条第2項及び第30条第2項が追加され、特別管理特定水産資源についての記載が追加されます。今回は、下線部の内容を反映させるため大分県資源管理方針の変更を行うものです。

46ページをご覧ください。大分県資源管理方針の新旧対照表になります。右側が現行で、左側が改正後、下線を引いている赤字部分が変更部分となります。

新旧対照表の左側上部の赤字部分をご覧ください。第6の1 その他資源管理に関する重要事項について、特別管理特定水産資源が記載された項を追加します。

続いて新旧対照表の左側下部の赤字部分をご覧ください。くろまぐろ（大型魚）について規定している別紙1-4の第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等について、漁獲量等の報告期限に関する変更を反映させます。

48ページから50ページに変更部分を抜粋した大分県資源管理方針（案）の本文を、51ページと52ページに資源管理方針について根拠となる漁業法の抜粋部分を載せています。

以上で説明を終わります。

議長 事務局から説明がありましたが、第7号議案につきましてご意見、ご質問はありませんか。

議長 他にご意見もないようですので、第7号議案「大分県資源管理方針の変更について」は、原案のとおり異議ない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし

議長 異議がないようですので、第7号議案については、原案のとおり異議ない旨知事に答申することといたします。

次に第8号議案「知事管理漁獲可能量の設定」について、事務局から報告してください。

事務局長 議案書の53ページをご覧ください。

「知事管理漁獲可能量の設定について」ご説明します。

知事管理漁獲可能量の設定については、漁業法第16条第1項の規定に基づき、国から大分県に配分された都道府県別漁獲可能量を、大分県資源管理方針の知事管理区分ごとに知事管理漁獲可能量として設定する必要があります。

今回国から通知のあった都道府県別漁獲可能量を知事管理漁獲可能量として設定することについて、県知事から本委員会に意見を求められているものです。54ページに、県知事から本委員会あての諮問文の写しをつけております。

詳しい内容につきましては、担当する水産振興課からご説明申し上げます。

中島主任 「知事管理漁獲可能量の設定について」ご説明いたします。

56ページ上部の表をご覧ください。漁獲可能量を定めて管理

する特定水産資源のうち、大分県が関係する資源を管理する期間別にまとめています。このうち、赤線で囲った令和8年4月1日から令和9年3月31日までを管理期間とするくろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか、かたくちいわし瀬戸内海系群及びぶりについて、国から大分県に配分される漁獲可能性が通知されました。この漁獲可能性を漁業種類等に配分する数量を今回設定します。次の57ページ及び58ページには国からの通知文をつけています。まず、57ページの表をご覧ください。くろまぐろ（小型魚）については14.1トン、くろまぐろ（大型魚）の18.6トンと配分されました。続いて、58ページの表をご覧ください。するめいかは現行水準、かたくちいわし瀬戸内海系群は44,000トンの内数、ぶりは試行水準と配分されました。これらの県に配分された都道府県別漁獲可能性を知事管理漁獲可能性として設定するものです。

59ページの表の下にある点線枠内をご覧ください。最初に、従来から漁獲可能性が設定されてきた、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びするめいかについて説明します。表の下の点線枠内をご覧ください。漁獲可能性を設定するにあたり、漁獲量が国全体の漁獲量の上位8割に含まれない場合は現行水準となります。ただし、くろまぐろについては全都道府県が数量明示管理を行っています。漁獲可能性の知事管理区分への配分については、本県で漁獲されるくろまぐろ及びするめいかはわずかであることから、大分県資源管理方針に基づき、漁業種類などに分けた管理ではなく、県全体で1つの管理区分とし、国から配分された全量を当該管理区分へ配分することとしています。したがって、くろまぐろ（小型魚）は大分県くろまぐろ（小型魚）漁業区分、くろまぐろ（大型魚）は大分県くろまぐろ（大型魚）漁業区分、するめいかについては大分県するめいか漁業区分に、それぞれ全量配分いたします。

次に60ページの左下をご覧ください。続いて、かたくちいわし瀬戸内海系群とぶりについて説明いたします。令和7年からステップアップ管理対象の特定水産資源となったこれらの資源について、会議での議論の結果、令和8管理年度ではかたくちいわし瀬戸内海系群はステップ1を継続し、各府県には系群全体の漁獲可能性の内数として配分されることとなります。ぶりはステップ

2に移行することになり、都道府県への配分を試行する段階となるため、「試行水準」として都道府県に配分されることとなります。中央の点線枠内をご覧ください。大分県資源管理方針に基づき、かたくちいわし瀬戸内海系群は大分県かたくちいわし（瀬戸内海系群）漁業区分に、ぶりは大分県ぶり漁業区分にそれぞれ全量配分いたします。61ページには漁獲可能量の設定の根拠となる漁業法の該当部分を、62ページから66ページには知事管理区分への配分の根拠となる大分県資源管理方針の該当部分を載せています。

以上で説明を終わります。

議長 事務局から説明がありましたが、第8号議案につきましてご意見、ご質問はありませんか。

渡邊（満）委員 くらまぐろの漁獲量についてなんですけど、前年度と変わりはないということによいですか？

中島主任 令和7管理年度については、前の年に国際会議で日本全体の漁獲可能量が増枠されたので大分県に配分される数量も増加しましたが、今年度行われた国際会議では増枠が認められなかったもので、令和8管理年度の漁獲枠の数量は変わっていません。

渡邊（満）委員 去年県南のほうはマグロがかなり獲れていて、漁獲量を増やしてほしいとお願いしていたが無理なことやな。

中島主任 くらまぐろについては、毎年前年度の漁獲状況を取りまとめて国全体の未消化の漁獲枠を翌年度に追加配分という形で持ち越されるので、今小型魚が14.1トン、大型魚が18.6トンが配分されているんですけど、ここに追加配分が加わる形になります。その数字はこれから固まるので今の段階ではわからないんですけど、数トン程度加わるイメージになる。

高瀬委員 ブリの漁業に関して、漁獲するにあたって、まき網とかは獲りに行く漁業と認識しているんですけど、定置網は待つ漁

業なんです。魚が勝手に入って来る。そういう漁業に漁獲制限を設けると、入ったものを全部廃棄するのか、という課題が出てくる。獲りに行く漁業は行かなければいい。でも定置網とかだと網の中に入ってしまうので、それをどう処分するかという問題についてどうすればよいのでしょうか。

堤課長補佐 ブリのTAC管理については、おっしゃる通り全国的にその問題が発生していて、回遊ルートによって獲れるところと獲れないところが極端に差が開きすぎるので、例えば、今回は枠を消化したけど来年度はどうなるか分からないので、来年度分から繰り入れとか、今年を獲れなかった分を来年に繰り越すとか、そのような作業を科学的に検証しようということで今TAC制度の取組が始まっている。

ブリについては日本系群という一つの扱いになっているので、今後の漁獲の上げ方と科学的な根拠を今後検証していく形になっている。

高瀬委員 すごい難しいところだと思うんですけど、マグロでも同様ですので、そのあたりの配慮というか検討をしていただけるといいのかなと思います。

堤課長補佐 その辺りも含めて国と研究機関と我々で良い形のTAC管理ができるようにしていきたいと思います。

渡邊（満）委員 クロマグロが定置網にはいるとかなり悪さをするんよな。網を破ったり、他の魚も獲れなくなる。現状を知っているとなかなか厳しい。

渡邊（英）委員 厳しい。だからこういう時にどうやって漁獲可能量をあげていくか、そういうことをしていくしかないと思う。

阿部（義）委員 現状もう超えているんですか。

中島主任 今年度の大分県のクロマグロについては、小型魚は10月に採捕停止をかけて、今も停止がかかっている状況で、大型魚

については、当初32.1トンの枠に対して、今月頭で12トンほどの漁獲があるという状況になります。

渡邊 (英) 委員 じゃあまだ枠が余っているということやな。

中島主任 大型魚については、昨年度のときはまだ枠が少なかったもので10月頃に枠を超過して採捕停止をかけていたんですけど、今年度については漁獲枠に対してまだ余裕がある状況です。

阿部 (義) 委員 他県から割当量の配分などをもらえないの。

中島主任 融通という形で他県とのやりとりについては制度上はあるんですが、クロマグロに関してはどの県も漁獲が上がってきているので、なかなか他県に漁獲枠を回せる余裕がないというのが実情になります。

阿部 (義) 委員 例えば、翌年の分を割り当てるとかはできないんかな。

中島主任 クロマグロに関しては、翌年度分を繰り入れるという制度がないです。他のこれからTAC管理について議論している魚種についてはそういう方法も検討しているんですけど、クロマグロについては、基本的にその年の中で管理をして、全体で余っている分が翌年に持ち越される、という管理の仕方をしています。

渡邊 (英) 委員 実際的に漁獲量としては増えてきているんよな。その中でTACの量を増やすということで、実際の量とTACの量が合っていない感じになっている、そういう問題が全国的に問題になっている。

堤課長補佐 そもそも話でいうと、国際会議の中で太平洋クロマグロが減少したのは日本の乱獲のせいだということで、日本の獲りすぎを抑えれば資源回復が期待できる、というところからはじまっているので、さすがに繰り入れ制度は国際的には認められていません。

資源量は増加傾向にあるので、令和6年から令和7年にかけては漁獲枠が増えました。

資源量はまだ増えている状況にあるんですが、令和7年から令和8年にかけては漁獲枠の増は認められなかった、と水産庁から伺っています。

渡邊（英）委員 勘違いでなければTACを決めたのは日本にマグロを売りたい、世界的にお金を一番出してマグロを買うのが日本だけで、日本の漁獲量が少なくなったら、輸入してもらえるのではという意見があったと聞いた。

渡邊（満）委員 現状の声を届けていってもらわんと。

阿部（義）委員 天然なのか養殖から逃げたものなのか、判断できるんですか。

中島主任 水産庁の見解として、天然ものと養殖から逃げたものは区別せずに同じマグロとして漁獲量報告をするということで、令和3年に見解が出されてからは、養殖から逃げたものが混じっているという形で今に至っています。大分県だけじゃなく養殖場が漁場の近くにあるような他の県からも意見を出しているのですが、水産庁の見解としては変えないということで、さらに国際的にも管理している中で対外国への説明が難しいということで、養殖ものかどうかは区別せず一括して管理しているということです。

須川委員 確認なのですが、マグロは釣ったら逃がさないといけないということで、死んだやつを逃がすと不法投棄にはならないんですか。

我々がサメとかを釣って、そこで締めて捨てるのと不法投棄になるから、ということでごみ処分に出したりしている。

何の魚なら大丈夫なのか教えてほしい。

堤課長補佐 とにかく国からは採捕の禁止なので全て逃がせという話を聞いている。

須川委員 死んだのも逃がすというのは分かるんですけど、採捕禁止の魚は全て逃がさないといけない、そうじゃない魚は捨てたらダメということでよいですね。

堤課長補佐 採捕禁止以外の魚であれば問題ないと思います。

須川委員 サメを釣って、締めてから捨てるのと不法投棄になるからもって帰って来いと言われていた。それは採捕禁止になっていない魚なので問題ないということですか。

渡邊(英)委員 昔保安部から聞いたのは、船からなら大丈夫という話だった。

阿部(義)委員 船から上げて、一度タンクや水槽にいれたらアウト、網で離す分は死んでいても関係ない。

堤課長補佐 おそらく不法投棄になると水産で所管する法律ではないので、答えようがないところなので、そこは漁業管理課に調べていただくのがよいかと思います。

鳴海委員 ちょっとよろしいですか。鶴見の市場に宮崎県とか四国の人クロマグロをもってきていますよね。それって大分県の枠になるんですか。獲った人の県の枠になるんですか。

堤課長補佐 それは獲った人の県の枠になります。大分でも例えば太平洋に行って、豊洲に出荷するということがあれば、それは大分県の枠になります。

議 長 事務局何かありますか？

事務局次長 先ほどの不法投棄の件ですが、漁業管理課でも所管する法律ではないので、県の中で調べてからご回答ということでしょうか。

議長 よろしく申し上げます。
それでは議案に戻りますが、他にご意見もないようですので、第8号議案「知事管理漁獲可能量の設定について」は、原案のとおり異議ない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし

議長 異議がないようですので、第8号議案については、原案のとおり異議ない旨知事に答申することといたします。

議長 これで本日予定していた議案はすべて終了しました。他に何かありませんか。なければこれで委員会を終了します。

事務局長 皆様本日は誠にお疲れさまでした。これをもちまして委員会を閉会いたします。
今年度は第23期として初年度の委員会でございでしたが、委員皆様のおかげで無事に1年間委員会の運営を行うことができました。次年度につきましても、なにとぞよろしくお願いいたします。
なお、次年度最初の委員会は5月頃を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上、第23期大分海区漁業調整委員会第8回委員会の顛末を記録し、その公正なることを証するため署名する。

令和8年3月13日

議長

議事録署名委員

議事録署名委員